

第 18 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

農林水産省大臣官房政策課

第 18 回

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和 6 年 3 月 11 日（月）15：00～16：52

会場：農林水産省第 3 特別会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 部会長の互選
3. 食料・農業・農村基本法改正法案等についての報告
4. 閉会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

資料 1 食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会委員名簿

【食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案】

資料 2－1 食料・農業・農村基本法の見直しについて（説明資料）

資料 2－2 法律案の概要

資料 2－3 新旧対照条文

【食料供給困難事態対策法案】

資料 3－1 食料供給困難事態対策法案について（説明資料）

資料 3－2 法律案の概要

資料 3－3 法律案

【食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案】

資料 4－1 法律案の概要（説明資料）

資料 4－2 参考資料

資料 4－3 新旧対照条文

【農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案】

資料 5－1 法律案の概要（説明資料）

資料 5－2 参考資料

資料 5－3 法律案

【特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案】

資料 6－1 法律案の概要（説明資料）

資料 6－2 参考資料

資料 6－3 新旧対照条文

午後 3 時 0 0 分 開会

○政策課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第18回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、御礼申し上げます。

本日は磯崎委員、稲垣委員、井上委員、高槻委員、堀切委員、真砂委員が所用により御欠席となっています。

現時点での御出席は12名ということで、審議会令第8条の第1項及び第3項の規定による定足数3分の1以上を満たしているということを御報告いたします。

また、本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録は農水省のウェブサイトで公表いたします。委員の皆様には、公表する前に内容を御確認いただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは、開催に際しまして、横山事務次官から挨拶をお願いします。

○事務次官 第18回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変御多忙な中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

食料・農業・農村基本法の検証・見直しに当たりましては、当部会におきましてこれまで17回にわたり熱心に御議論をいただきました。また、あわせて、全国11ブロックにおきまして地方意見交換会を実施いただき、答申を取りまとめていただいたところでございます。皆様の御尽力に改めて心より感謝を申し上げます。

この答申を踏まえまして改正法案の検討を進め、去る2月27日に改正法案が閣議決定され、国会に提出をされたところでございます。これから法案の成立に向けまして国会での審議に真摯に取り組んでまいります。

本日は、基本法の改正法案及び関連法案の内容につきまして御報告をさせていただきます。改めて、これまで熱心に御議論をいただきましたことに心より感謝を申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○政策課長 ありがとうございます。

続きまして、昨年10月の食料・農業・農村政策審議会委員の改選に伴いまして、本部

会の部会長の互選をお願いしたく存じます。

審議会令第6条第3項の規定により、本審議会の部会長の選出は、当該部会に属する委員の互選によるということとされています。つきましては、部会長候補につきまして、どなたか御意見がございましたらお願いいたします。

大橋委員お願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。17回にわたって基本法検証部会の部会長を務めていただいた中嶋委員に部会長をお願いするというのが私はよろしいんじゃないかと思えますので、推薦させていただきます。

以上です。

○政策課長 ありがとうございます。

ただいま大橋委員より、中嶋委員を部会長をお願いしてはどうかという御提案をいただいております。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○政策課長 ありがとうございます。御意見ないようでございますので、中嶋委員を基本法検証部会長に選出いたします。

それでは、この後の議事進行は中嶋部会長をお願いしたく存じます。

○中嶋部会長 ただいま部会長に指名されました中嶋でございます。今まで17回のこの部会におきまして、委員の皆様方には取りまとめに当たって大変お助けいただきました。どうもありがとうございます。

本日は、先ほどお話がございましたように、基本法の改正案及び関連法案が国会に提出されたということで、それをお聞きするという回だと承知しております。この後、委員の皆様方から御意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は17時までと御案内しておりますが、議題の進行状況により、終了時刻が前倒しとなる可能性もございますので、御了承いただければと思います。

それでは、議題に入りたいと思います。

これまで基本法検証部会において議論した内容や審議会の答申を踏まえて検討いただいた基本法の改正法案が2月27日に閣議決定され、国会に提出されました。

法案の内容について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○総括審議官 総括審議官の杉中でございます。検証部会で大変お世話になりました。

部会長からも御紹介あったとおり、基本法と、他の関連法案について全て閣議決定され

て国会に提出をさせていただいています。

まず、基本法の見直しの概要につきまして、資料 2－1 を御覧ください。別途、資料 2－3 に本文がありますので、また質問するときはそれを参照していただければと思います。着座で説明をさせていただきます。

まずは、資料 2－1 の 1 ページを御覧ください。

この改正方向として「食料安全保障の抜本的な強化」「環境と調和のとれた産業への転換」「人口減少下における農業生産の維持・発展」「人口減少下における農村の地域コミュニティの維持」と、そういうような内容で整理をして説明をさせていただいております。

以下、この項目に従って、アウトリーチ用にも使うもののデータを活用した上で、本文の説明をさせていただきたいと思います。一部、検証部会の際に使っていなかったデータとかもありますので、そこについても説明をさせていただきます。

それでは、資料の 3 ページを御覧ください。

これは、我が国の食料・農業資材の供給の相当部分を海外に依存しているというのをデータで確認するものでございます。

ポイントとしては、小麦、とうもろこし、いずれも縦のラインなんですけれども、日本の国内では輸入に相当依存していると。ただ、国際貿易においては必ずしも日本の占める比重というのは大きくないということを示しております。

また、右上の方の肥料原料につきましても、これは、りん安と加里、3 要素の 2 つを書いておりますけれども、りん安については中国、あと加里についても一部、ロシア、ベラルーシなどに依存しているということで、生産資材、肥料については経済安全保障的な観点の問題もあると。

そういう中で、次に 4 ページを御覧いただければと思います。これは検証部会で説明したものですけれども、穀物の国際価格の動向ということで、基本的に国際的な人件費、あと輸送費等値上がりの中で、ベースとして、いずれも値上がりをしております。その中で穀物については、気候変動等の影響により、頻繁に不作と豊作を繰り返しているという中で、価格も非常に上昇と下降を繰り返しながら緩やかに右上に上がっているということで、輸入リスクというのが非常に増えていると。

右上の資料の説明をしましたけれども、こういう中で価格が上がったときというのは国際的に調達の競争にさらされるわけなんですけれども、日本については現行基本法制定ときに近い 98 年は世界の食料の 4 割ぐらいを輸入するというプライスメーカー的な立場だった

のが、現行で世界第一位の輸入国は中国ということに変わっていて、中国の動向に左右されるという中で、いずれにしても、輸入というもののリスクがかなり増大してきているという内容でございます。

次に、5 ページを御覧ください。

これは新しい資料ですけれども、新たなそういった輸入リスクの増嵩の一方として、特に右側にあるような、とうもろこしなんかは国際的な需要が増えているわけですが、この右下にはアメリカのとうもろこし需要の割合というので、4 割を餌、4 割を燃料用アルコールが占めるという中で、食料以外の需要も増えているという中で、国際的に人口が増加している中で、需要が増大している中で食料以外の需要も増大していると。これがまた更にリスク要因になっているという内容でございます。

次に6 ページは、これも新しい資料でございますけれども、気候変動による影響というのがかなり増えてきていると。

そういう中で左側の資料は、過去、10年に1度干ばつと言われたものが、気候変動等でより頻度が高くなっていると。今は大体4、5年に1度ぐらいと。これが4℃ぐらい上がると、10年に1度の干ばつが2年に1度になると。

また、右側にある資料といいますのは、これもIPCCのレポートから取ったものですが、気候変動というのは基本的に単収の低下につながるということで、気候変動が進んでいく中で世界の基本的な生産性というのが落ちていくと。こういう中で食料供給のリスクというのがより高まっていくということでございます。

次に7 ページを御覧ください。

これは、次に説明する食料供給困難事態対策法とも関係しますが、過去に起きた供給不足の例として、いずれも対策として早期の対策というのが適切に行えなかったという事例で紹介しております。こういった、いわゆる不測の事態というのが起きる可能性が大きいときには早期の対策が必要だという例で書いております。

次に8 ページでございますけれども、これは国内において、食料安全保障の中で、検証部会でも量としての確保ということに関して、配分、いわゆるアクセスの問題としての食料安全保障ということについても議論いたしました。

左側は、いわゆる買物困難、地域的な流通の観点からもアクセス困難。右側は経済的な状況によって食料というのが十分に行き渡らない事例ということで、国民にしっかり行き届くということの重要性というのも確認をしたところでございます。

次に9ページでございます。

検証部会においても、いわゆる価格形成の問題でかなり議論いたしました。これも左側の資料というのは農産物、これは資材とか、相当値上がりをしている中で、農産物の値上がりというのは、値上がりの傾向にあるんだけれども、必ずしも追い付いているわけじゃないと。ただ、右側にあるように、ただ、これは生産だけの問題ではなくて、いわゆる流通・卸・仲卸・小売と書いてあります、いずれも非常に低い利益率で、食料システム全体で価格の形成の在り方というのを検討する必要があると、そういった資料でございました。

以上を踏まえまして、10ページを御覧いただきたいんですけれども、基本法の改正方向として、まず第2条に基本理念を書いているわけですが、食料安全保障の抜本的な強化ということで、食料安全保障の強化ということを理念として打ち出させていただきました。

その要素として何個かあるわけですが、この基本理念の最初にある、まず国民一人一人の「食料安全保障」の確保ということを理念にしっかり打ち出させていただきました。

また、食料安全保障のベースとなる食料安定供給につきましては、輸入リスクが増えていく中で、国内の農業生産の増大、これをより力を入れて取り組まなければならないということでございますけれども、一方、全ての食料を国内だけで賄えないということも事実でございますので、安定的な輸入と、これを備蓄を組み合わせなければならないということも法文上確認をさせていただいております。

また、食料の供給能力というのを確保するという観点から、生産基盤の確保のためには縮小する国内向けの市場だけではなくて、成長する海外も対象にしていく必要があるということで、輸出の役割というのを基本法上も明記をさせていただきます。

また、先ほども言いましたように、価格の形成の在り方ということが大きな課題になっておりますので、食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用というのを考慮した価格形成の重要性というのを書かせていただいているところ。

不測時の措置についても規定しております。

これを踏まえた基本法の時点では、基本理念と基本的施策ということですが、基本的施策につきましては、まず基本計画について、検証部会で議論を行いましたけれども、食料・農業・農村基本計画において食料自給率、これは引き続き重要性というのは確認しますけれども、それに加えて、食料安全保障の確保に関する事項の目標というのを設定す

るとともに、PDCAをしっかりと回すということで、毎年、その目標に関する進捗というのを公表して確認するというのを規定させていただいております。

また、それを踏まえて具体的な施策として、いわゆるアクセスの問題について、物流、ラストワンマイルであるとか、経済的な理由によって食料というのを円滑に入手できないと、そういうことがないように、円滑な食料の入手のための施策というのを新しく規定いたしました。

また、食品産業につきましても、環境負荷低減だけではなく、その他の持続性、あと円滑な事業承継、海外展開について規定をしております。

また、④については、食料、あと生産資材の安定的な輸入という、この理念に追加したものを実施するために、輸入先の多様化、あと輸入相手国への投資の促進などの重要性を施策として規定をいたします。

次に⑤でございますけれども、輸出促進に向けて、これは既に取り組んでいる産地の育成であるとか、いわゆる品目団体の取組の規定と、そういった具体的な施策についても規定をさせていただいております。

また、⑥については、持続的な供給に必要な合理的な費用を考慮した価格形成を行うために、食料システムの関係者による理解の増進、また合理的な費用の明確化の促進を行うというような、そういった施策も規定をさせていただいております。

また、不測の事態については、早期の取組が重要だということですので、不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置を実施するというのを施策として規定をさせていただいております。

これがまず1つ目の柱でございます。

次に、12ページを御覧いただきたいと思います。2つ目は、環境と調和のとれた産業への転換と。

12ページは検証部会で使った資料でございますけれども、この20年間の間に、農業と環境の関わりについての議論が進んだと。農業自体は自然環境との親和性が比較的高い産業でございますけれども、それでも農業というのは環境に負荷を与え得る産業であるという、こういった認識が世界的には進みました。

そういうことを考えると、今後の農業の在り方というのは、できるだけ環境への負荷を低減すると、そういったものである必要があるということでございます。

13ページを御覧いただくと、これは農業分野の気候変動に関する影響でございます、

日本は比較的農業の温室効果ガスの排出というのは少ないんですけれども、それでも4%強を占めていて、水田であるとか畜産による排出、メタンについては多いということでございますので、こういった点でも環境の負荷低減というものの取組の必要性というのがあるということでございます。

2つ目の柱についての基本法の記述について、14ページを御覧いただきたいと思います。

まず基本理念のところ、環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムというのを確立していくんだということを新たに基本法の理念に加えております。それを踏まえて、多面的機能の発揮と。これも維持しつつも、多面的機能の発揮も、環境の負荷低減を行うことによって、それを実現するんだという規定にさせていただいております。

それを踏まえた基本的施策として、食品産業についても環境負荷低減、その他の持続性というものの事業活動の促進の重要性と書いておりますし、農業については将来の農業生産の目指す方向の大きな原則の一つとして、「環境負荷低減」というのを位置付けをさせていただきます。ここにおきましては、第32条で規定をしておりますけれども、農薬・肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物の有効利用ということに加えて、3つ目の丸に書いているような農産物の円滑な流通の確保や消費者への適切な情報提供を推進すること、食料システム全体を通じた形での、こういった環境と調和のとれた食料システムということの重要性について規定をさせていただいているところでございます。

次に、15ページ以降、人口減少下における農業生産の維持・発展ということでございます。

16ページは、基本法制定当時と現在における農業構造の推移でございます。

その具体的な記述は次のページ以降ですけれども、17ページ、これは検証部会でも使ったものですけれども、右側に基幹的農業従事者の2022年の年齢構成ということで、現在、60歳以上の人というのが約8割を占めていると。現在の120万人が今後20年には、新規参入を踏まえても大体30万人ぐらいに減っていくだろうという予測というのを出示させていただきました。

それを踏まえて、さらに18ページでございますけれども、これは検証部会では出していない資料でございますけれども、別の視点から主業の経営体、準主業経営体、副業的経営体というものの年齢構成を書いたものでございます。これはいずれも60代以降が多いんですけれども、いわゆる主業経営体に比べても、さらに準主業経営体、副業的経営体、

定義にも関係するんですけれども、非常に高齢化率が高いということで、高齢化率が高くて人が減っていくというのは、いわゆる主業経営体だけではなくて、全ての農業生産者というのがそういう構造にあるという中で、今後、人口減少下で食料を安定供給していくという役割を農業が担っていくというためには、いわゆる担い手だけではなくて、それ以外の人たちも、今、地域計画とかやっておりますけれども、そういう中で協力をして農地を守っていくと、そういう役割が重要であるということでございます。

次に、19ページは新規就農者の動向を資料として入れておりまして、ポイントは右上にある基幹的農業従事者の増加の中で、いわゆる50代以上というのが急速に減少しているということでございます。

20ページも、これも検証部会で確認した資料でございますけれども、今後、農業者が減っていく中で法人の役割というのは、いずれにしても重要になっていくと。一方、農業法人というのは経営基盤というのが非常に脆弱であって、財務状況もあまりよくないということで、今後、法人がしっかりとした食料安定供給を担っていくためには、こういった人たちの経営基盤の強化というのが必要だということを確認させていただきました。

また、21ページにつきましては、農地についての資料でございます。

今日は農地に関する制度の説明がありますけれども、農地を守っていくと、また農地を使う人たちを確保していくということを併せて実施していく必要があるということでございます。

次に、22ページですけれども、こういった農業者が減っていく中で農業生産を維持していくという中では、スマート農業等を活用した生産性の向上というのが非常に重要だと考えております。そのために、本日、スマート農業の振興のための法制度について説明を行いますけれども、地域でこういった技術を活用するということについては、地域で生産の方法もスマート農業技術の実態に合わせた形で変えていく必要があるということ。

次に23ページにつきましては、スマート農業に関する機器というのは非常に高価なものがございますので、経営の改善ということを含めましても、全ての農業経営体がそういった機器を買うということではなくて、必要な部分をサービス事業体というのからサービスとして購入すると、そういうやり方を進める必要があるだろうと。

そういうことを考えると、サービスの受け手となるサービス事業体の育成が重要だということを確認いたしました。

以上を踏まえて24ページ、農業の部分についてですけれども、まず基本理念のところ

ですけれども、望ましい農業構造の確立と、現行基本法で掲げている理念というのは維持しつつも、右側の施策の①にあるような形で、農地の確保、食料安定供給の確保のためには、担い手以外の多様な農業者と協力をして農地の確保というのを行っていかねばならないと。

また、左側の理念に戻っていただきますと、この基本法では、将来の農業生産の目指す方向性ということで、3つの視点を追加しております。1つは生産性向上、2つ目は収益性ということも考慮している付加価値の向上、3つ目が先ほど言った環境負荷低減ということでございます。

そういうことを踏まえた農業施策、①は既に言ったとおりですけれども、②はこういった農業法人の経営基盤の強化というのを行っていくための経営管理能力の向上であるとか自己資本の充実、また雇用労働力の確保のための環境整備といったことを記述しております。

また、農地については、農地の集積ということだけではなくて、集約として、面として集約していくということの重要性。

また、④につきましては、生産基盤整備ということについても、スマート農業への対応を踏まえて、また、老朽化しておりますので老朽化対応をしっかりと行っていくということを規定しております。

⑤、⑥、⑦が先ほど言った新しい理念に対応したもので、まずスマート農業というのを活用した生産・加工・流通方式の導入であるというような「生産性の向上」、⑥については6次産業化、高品質の品種の導入、また知的財産の保護・活用による「付加価値の向上」、⑦は環境負荷低減に資する生産方式の導入などを位置付けております。

また、⑧以降につきましてもスマート農業ということに合わせた「サービス事業体」の育成、また⑨については研究開発についての独立行政法人、あと民間における研究開発の重要性、⑩としてはこれまで規定されていませんでしたけれども、経営に大きな影響を与える家畜伝染病・病虫害の対策、また⑪については生産資材ということについても、これが農業経営に大きな影響を与えるということを経験しましたので、生産資材の安定確保を行うための国内資源の有効活用、輸入の確保、また生産資材の価格が高騰したときの対策等についても新たに規定をさせていただきました。

次に、最後、25ページ以降でございます。人口減少下における農村の地域コミュニティの維持。

26ページは、ちょっと見た目は変えましたけれども、審議会でも出した資料でございます。過疎地域における人口減というのは2009年以降、社会減よりも自然減が上回っているということで、農村から都市への人口移動ではなくて、高齢化によって今後、農村部分の人口というのは減っていくと。

そういう中で27ページでございますけれども、農業集落の状況ということで、これも検証部会で確認しましたけれども、農業集落が9戸以下になっていくと。あらゆる活動というのが低調になっていくと。そういう中で、9戸以下の農業集落と。これも検証部会のおかげから、2020年のデータが出ましたので追加しましたけれども、中山間地域においては9戸以下の集落というのが大幅に増えていっているということが確認できました。

そういう中で28ページにあるような、特に末端の水路、そういったものの管理というのが今後の農業、あとは農村コミュニティの活動として非常に大きな課題となっているということでございます。

また、29ページでございます。これも中山間を中心とした地域のコミュニティの維持という観点からは、そういった生活の支援というのが非常に重要になっています。そういう中で農村RM0の役割というのが重要になっておりますので、その紹介をさせていただきます。

次に、30ページでございますけれども、これも検証部会で確認しましたけれども、特に鳥獣害被害というものが大きな課題になっておりまして、これが経営に与える影響が大きいと。

以上を踏まえまして、31ページでございますけれども、農村部分については、まず基本理念のところで、これまでの生産条件の整備とか生活環境の整備に加えて、地域社会を維持していくことの重要性というのを記述をさせていただいております。

その上で農村施策については、①としては農地の保全等に関する、いわゆる農業のインフラを管理するための共同活動の促進。多面的機能支払の下での多面組織というような活動について規定をさせていただきます。

また、②につきましては、農村関係人口の増加にも資するものでございますけれども、やはり農村において、いわゆる働く場を作っていくという重要性から、地域資源を活用した事業活動というのを促進していく。

③については、中山間地域の振興に資する農村RMOの活動を促進していくと。

④につきましては、農村部で新しく普及してきました農福連携であるとか、鳥獣害被害

の対策についても記述をさせていただきます。

また、農村関係人口との絡みでも、新しく、この20年、農泊の推進であるとか、あと政府全体で二地域居住を推進していくということを規定しておりますので、そういったことも記述をさせていただきます。

32ページが今説明をしました全体の像として書いたものでございますので、これも見ていただければというふうに思います。非常に大部の、17回に分ける議論というものについてできる限り、更に外部の人の意見も酌み取った形で、基本法の改正法案という形でまとめさせていただいたものでございます。また、いろいろ御指導いただければと思います。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

基本法改正法案のほか、今通常国会には、1、食料供給困難事態対策法案、2、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案、3、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案、4、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案、これらが提出されております。これらの法案については、基本法の基本理念等の達成に重要なものと考えております。この際、併せて事務局から法案の説明をしていただきたいと思っております。

まずは、食料供給困難事態対策法案について、御説明をお願いいたします。

○総括審議官 引き続きまして、食料供給困難事態対策法について、説明をさせていただきます。

資料3-1を御覧いただけますでしょうか。

3-1の1ページでございますけれども、これも基本法検証部会で言ったように、世界の食料供給というのが不安定化しているという中で、人口は増加しているという形で、需要が増える一方で供給が不安定化する要因というのが非常に増えてきているという中で、こういった需要の供給が不足するときは、日本についての食料供給というのにも重大な影響があるおそれがあるという、これは検証部会でも確認をさせていただきました。

それを踏まえて、1ページの下段にある現行制度の問題点。今の基本法自体は平時の食料安全保障をできるだけ確保していくと。ただ、不測の事態に陥ったときに対して今どういう備えができていくかということでございますけれども、政府の体制と、誰がそういっ

た対策を行うのかという、政府全体の対策を指示する体制がないと。また、現行法でもある程度、国民生活安定緊急措置法の対象として使えるような法案はあるんですけども、ただ、いずれにしても、食料供給が大幅に不足するという対策のときに、すぐに使える制度というわけではないという問題がございます。そういうことを考えると、不測時の食料供給確保のための新しい法制度が必要だというふうに判断をして、新しい法律を提出させていただいたところであります。

以下、新法の概要を説明させていただきます。

2 ページです。

まず上段の左側ですけども、この法案の一番のポイントは、できるだけ早期に食料供給を確保して、食料供給が不足する事態を避けるということを目的としております。

そういった観点から言いますと、左に書いてある、食料供給困難兆候と食料供給困難事態という定義をしておりますけれども、特に気候変動等の場合には数か月前には食料供給が不足するおそれというのはある程度予測できますので、そのときに対策をします。ただ、その上で食料供給が実際に不足して影響が起こったときというのについては追加的な対策を行っていくということでございます。

また、2 ページの右側でありますけれども、この法案の対象としては、いろいろな全ての食料を対象にして在庫の把握等はできませんので、政令で「特定食料」と「特定資材」という形で重要なものを指定するという考えを取っております。

以上を踏まえて具体的な法案の中身ですけども、2 ページの下にあるように、まず政府としての対策ということで、食料供給困難事態対策本部というのを法案の中で決めております。

まず平時におきましては、食料供給困難が起こりそうなときの対策というのを基本方針として定めるとともに、農林水産省が情報収集を行うと。情報収集は、世界の食料需給もありますけれども、この法案の目的の1つとして、現行では民間在庫というのを必ずしも調べる方法はないという問題がございますので、平時から民間在庫の把握等が行えるというような条項を追加しております。

以上を踏まえた形で、食料供給困難兆候、先ほど言ったように、供給不足が起こりそうだと農水大臣が判断するときには、その旨を総理大臣に報告をして、総理が必要というときに本部を立ち上げるということになります。

本部の役割としては、2 ページ下段の右側にある2つ目のポツの具体的な対策と、政府

が行う対策というのを決定するとともに、事態の深刻度に応じて政府として公示を行うと。兆候のときに立ち上がると言いましたけれども、さらに食料供給困難事態、これは重要な食料等が2割以上減ったときと、大体そういう目途としておりますけれども、そのときには食料供給困難事態であるという公示を行うと。

さらに、食料供給困難が進行して、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保できなくなるおそれがあるとき、このときにも公示を行うということにしております。

次に、3ページを御覧ください。

法案におきましては、主な食料供給困難事態対策というのを規定しております。第15、16、17、18条と書いておりますけれども、まず出荷・販売の調整。これは一番重要なのは、民間在庫というのを、こういった不測のときには、いわゆる売惜しみというのが起こる可能性が高いんですけれども、そういったものを排除して、在庫を計画的に市場にちゃんと出してもらおうというようなこと。また、ほかに重要なこととしては、売り先のバランスを取ると。生鮮用と加工用ということで、大体生鮮の方が価格が高いのでそちらに集中するという傾向が起こりがちなんですけれども、ただ経済的には加工用の方が裾野が広くて影響が大きいということがあり、そういうバランスを取る。その中で輸出向けのものを国内向けに仕向け先を変更するというようなことも規定しております。

2つ目は輸入の促進、3つ目は生産の促進というのも入れております。

いずれも、まず供給困難兆候が起こったときには要請を行うということ。供給確保のための要請を事業者をお願いするということ。基本は事業者の自主的な取組というのを政府が支援していくと。ただ、先ほど公示とって、食料供給困難事態というのが起こったときには、要請で不十分な場合には事業者に出荷・販売計画、若しくは輸入計画、生産・製造計画というのを作成をしていただいて、どの程度供給が確保できるのかということと計画を出していただきまして、それに基づいて政府の対策を講じると。この供給計画で足りる場合というのは、この計画を実施していただくということになりますけれども、それでは不十分だというときには、それぞれ計画の変更をするという指示を出せるというふうにしております。

また、3ページの下段ですけれども、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されないおそれがあるときと。このときはまた情勢が異なりますので、そういうときは大体輸入が相当制限があるというときが予想されますけれども、使える資源を全て使って国民に必要なカロリー等を供給するというところでございますので、いわゆる「生産転換」と呼ん

でいます。こういった熱量等を重視した生産への転換に向かった計画の変更指示。また、足りなくなるというおそれがある中では、公平に配分するということがございますので、政府本部の決定の下、国民生活安定緊急措置法等の規定を活用した割当て・配給等の措置を行えるというようなこととしております。

最後、4ページでございますけれども、食料供給困難事態対策の履行を指示するということで、財政上の措置と。これは特に輸入などは、こういった足りないときというのは、高いものを買わないと輸入できないということがありまして、これは事業者にとっては損失の可能性がかなり大きいということでございますので、こういった経営リスクというのが発生しないように、必要な事業の円滑な実施等についての財政上の措置というのを規定しておりますし、また罰則についての規定というのもしております。

罰則については一部報道等で若干誤解があったので説明をさせていただきますと、罰則の対象となっているのは、先ほど言った出荷・販売の計画、これを届出してもらうということが国全体としての供給量の確保に重要なわけですが、この計画を届ける、この指示に従わなかった場合については罰金の対象というふうになっております。ただ、この計画を出すのは、これは皆さんやっていたかないといけないんですけれども、実際計画どおりにできるかどうかというのは、いろいろな情勢によって左右をされますので、計画を実施できなかったからということですぐさま罰則をかけるということはないと。ただ、正当な理由なく計画を全くやらなかった人、そういう人については公表という指示を取ることができる。

また、罰則につきましてはもう1つ、立入検査の規定というのを規定しておりますけれども、こういった食料供給困難不足があったときには、大体売惜しみをして、もっと価格の上昇を待ちたいと、そういう傾向がありますので、政府として立入検査というのをを行うという規定を入れておりますけれども、ここで正しい量を確認するということについての報告の拒否であるとか、立入検査の拒否をした場合には過料の対象となっているところでございます。

この法案の全体像を最後の5ページに書いておりますので、また御確認いただければというふうに思います。

私の方からは以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

続きまして、農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案について御説

明をいただきたいと思います。

○経営局長 経営局長でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは私の方から、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明をさせていただきます。

改正法案そのものは資料４－３としてお示しをしておりますけれども、時間の制約がございますので、資料４－１の概要ペーパーを用いて説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず今回、農地関連法を束ね法という形で改正をいたします。具体的に対象になりますのは、農業振興地域の整備に関する法律、それから農地法、さらには農業経営基盤強化促進法、この３本を束ね法という形で改正をいたしますけれども、まず背景といたしまして、我々の問題意識ということになりますけれども、そこにお示しをしておりますように、国際情勢の変化等による世界の食料需給の不安定化や、国内の農地面積及び農業者の減少が進む中で、将来にわたって国民への食料の安定供給の確保を図るためには、国内の農業生産の基盤である農地の確保、それから農地を適正かつ効率的に利用する者による農地の利用の促進をより確かなものにしていく必要がある。こういった観点から、今回、関係法案を束ね法の形で改正するということでございます。

それでは、順次御説明をさせていただきます。

１番目、１ポツの農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法でございます。

まず①にありますように、目的規定に食料の安定供給の確保と、そのために必要な農用地等の確保を明記することとしております。

その具体的な農地確保のための措置ですけれども、これは②の方になります。②農地の確保のための措置の整備の図においてお示しをしておりますけれども、赤字の措置を現行の制度に加えることによって強化を図りたいと考えております。

具体的に申し上げますと、まず市町村の段階では、市町村の整備計画における農用地区域に含めるべき土地といたしまして、地域計画内の農地を追加することとしております。

それから、都道府県と市町村の関係では、集団的農用地等の農用地区域からの除外に係る協議時の都道府県の同意基準といたしまして、都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないことなどを定めることとしております。

さらに、国と都道府県との関係におきましては、一定規模以上の除外の場合には、国か

ら都道府県に対し除外の協議に係る資料を求めること、それから、必要に応じて都道府県面積目標の達成状況等の説明を国が求め、必要な場合には勧告等を行うことができるようにすること等の措置を追加することによって農地の総量確保を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2 ポツ、農地法との関係を御説明いたします。

まず①のところでございますけれども、農地の転用に係る手続の厳格化ということで、農地の転用の許可を受ける者による定期報告、それから違反転用に係る原状回復等の措置命令に従わない場合の公表を行う仕組みを措置したいと考えております。

続いて②の関係でございます。今、農地法の①までに説明した内容が基本的には農地の確保に係る措置内容ということで整理をさせていただいております。これ以降、説明をするところが農地の適正かつ効率的な利用をより確保していくための改正内容ということになります。

農地法の②の「ア」のところでございますけれども、農地の権利取得の許可要件といたしまして、農作業に従事する者の配置の状況、それから農業関係法令の遵守の状況を追加したいと考えております。

農地の権利取得に関しましては、各市町村の農業委員会の許可ということになりますけれども、近年、経営が大型化してきている中で、各地に農地を確保して経営を展開されている経営体が増えているということで、それぞれの農地をきちんと使えるかどうかというのを確認をするために農作業従事者の配置の状況を確認したい。それから、農業関係法令の遵守の状況については、やはり関係法令に違反をしているような者である場合には、農地をきちんと使っていただけるかどうかということの中で、いろいろな懸念が発生いたします。関係法令の遵守の状況を確認することによって、そういった懸念を抱かせるような者については排除していくということを担保していきたいということでございます。

それから、②の「イ」でございますけれども、農地所有適格法人の関係でございますが、農地所有適格法人につきましては、農地法において様々な要件が課せられておりますけれども、特に重要となりますのが議決権要件。農業関係者が議決権のその過半を保有していたかなければいけないということになっておりますけれども、所有適格法人が株式会社の場合、会社法に基づいて拒否権付株式を発行することができるということになりますけれども、仮に拒否権付株式を発行している場合、農業関係者がどのような割合でその株式を保有しなければいけないかが現在の農地法においては明確になっておりませ

ん。今回の改正におきまして拒否権付株式を発行している場合には、農業関係者がその過半を占めていただかなければいけないということを要件として明確化したいと考えております。

最後、3 ポツ、農業経営基盤強化促進法の関係でございますけれども、まず①の関係は、地域計画内の遊休農地の権利設定に係る手続を迅速化・義務化するための規定を整備するというところでございます。

既に農地法におきまして遊休農地について各都道府県の農地バンクから都道府県知事に対して裁定申請をすることによって利用権を設定することができるという仕組みがございますけれども、現在そういった仕組みがなかなか使われないという状況にあります。現在、各地域で取り組んでいただいている地域計画の中で、遊休農地について受け手が決まった場合には、その仕組みを確実に動かしていただくということで、今回、基盤強化促進法の中でそういったことを担保するための規定を置くというものでございます。

続きまして、②の関係でございますけれども、農外企業の参入はリース方式が基本であるといった、農地法に規定する農地所有適格法人の原則については今回の改正において変更するものではございませんけれども、一定の条件を満たす農地所有適格法人がその経営基盤強化を図るため、食品事業者等の資本もより活用できるようにする仕組みといたしまして、経営基盤強化促進法の中に農業経営発展計画制度を新たに創設をしたいと考えております。

具体的には、認定農業者として一定期間以上の実績があるなどの適格要件を満たす農地所有適格法人が食品事業者等との連携につきまして、地域計画の達成に資するものであることなどの要件を満たす計画を策定し、農林水産大臣の認定を受けた場合には、現行、農地法の原則に従えば、農業関係者が議決権の2分の1超を占めなければいけないというルールになっておりますけれども、そのルールにつきまして、農業関係者の保有割合を3分の1超とするということで緩和をする。ただ、それに加えて、提携先の食品事業者等の持分と合算をして2分の1超、過半を有していただかなければいけないという形の農地法の特例の適用を受けることができるようにしたいと考えております。

また、計画認定後も、農地の転用等につきまして農林水産大臣がその都度認定すること。具体的には計画の変更ということになりますけれども、計画の変更については農林水産大臣がその都度認定をすること等、この制度については、大臣が計画の認定後もしっかりと運用全体について責任を持って監督ができるような措置、そういった規定を併せて講ずる

こととしております。

説明は以上になります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

続きまして、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律案について御説明をお願いいたします。

○技術総括審議官 技術総括審議官の川合でございます。説明をさせていただきます。

資料は5－1、5－2、5－3とあるんですけれども、時間の都合上もありまして、資料5－2で説明させていただきます。資料5－2をお願いいたします。

資料5－2の1ページでございますけれども、先ほど基本法で説明があったように、非常に人口が減る、農業従事者が非常に減るということであります。

こういった中で農業の持続的な発展や食料の安定供給を行っていくためには、下段に書いてありますけれども、スマート農業技術の活用と併せまして、現場の生産方式を転換していただく。あるいは、スマート農業技術の開発・普及を図って、現場に早く落としにくいといけないということでございます。

次の2ページをお願いいたします。

検証部会でも話題になりましたし、与党の御議論でもあったんですけれども、スマート農業技術は実証事業としてこれまで217か所でいろいろな類型でやってまいりました。中山間も含めて、あるいは離島も含めて、あるいは農業高校との連携なんかも含めて、217か所やってきたんですけれども、そこで分かったことは、この絵でいきますと左側にキャベツの収穫の絵がありますけれども、今までの現場というのは、当たり前なんですけれども、人手を前提とした慣行的な生産方式になっていると。ですから、非常に密植してあったり、畝間も狭くて、人手がたくさん入って収穫をするという前提でなっております。

今回、スマート農業実証をやってもらって分かったのは、技術開発はできるんですけれども、今の作業現場に、生産現場にそのまま入れるというのは非常に難しいということで、右側に「目指す姿」とありますけれども、このスマート農機等を開発された場合には、それに合った形で、例えば畝間を広げるとか、品種も少し変えていただくとか、生産現場の方もスマート農業技術に少し寄っていただいて、人が少ないという前提で、その中で農業生産をしっかりやっていくためには生産現場の方の変革も必要だということでございます。

この中身につきましては、スマート農業技術に適した生産方式への転換というのは、現場では非常に抵抗があるところではございますけれども、そこにしっかり支援措置を付け

ていけないといけないということでございます。

2 ページ目の下にブルーのところがありますけれども、技術開発の面でも、このブルーのところ、特に検証部会でも多数出ましたけれども、米とか麦のコンバインとか田植機とかはもう非常に開発されていまして、入ってはいるんですけれども、ニーズが高い野菜とか果樹の収穫ロボット、これについては非常に要望が多いにもかかわらず、全然実用化に至っていない、開発もされていないということでもあります。ここはオールジャパンベースで早く、開発速度を上げて現場に入れていかなきゃいけないというのと併せて、非常に高いので、そういったサービス事業体みたいな方々にしてもらわないとできないんじゃないのかという話も出ておりました。

こういったことを踏まえまして、次の3 ページでございますけれども、昨年の年末にお取りまとめいただきました「新たな展開方向」では、左側ですけれども、①としまして、研究開発の段階では重点開発目標を定めた上で、これに沿って研究開発をやっていく。これについては農研機構の施設、ほ場、大型コンピュータなんかも使っていただいて、産学官連携で早く作っていく。

それから②にあるとおり、生産現場においても、スマート技術の活用を支援するサービス事業体を育成・連携しながら、スマート技術に適した栽培体系の見直し等、生産・流通・販売方式も全てスマートに合わせて直していかないといけないということで、この法案の成立を前提としまして、昨年の年末には新規で税制、所得税・法人税・登録免許税の軽減などをいただいております。

右側にありますとおり、総理の方からも、このスマート農業の振興に向けた法整備を指示されておるところでございます。

次の4 ページが、これは略称ですけれども、スマート農業技術活用促進法案の概要でございます。今申し上げた内容につきましては、まず真ん中辺に農林水産大臣（基本方針の策定・公表）とありますけれども、農林水産大臣が意義、目標、その実施に関する基本的な事項などを定めます。

左側に緑色の枠があると思いますけれども、これが先ほど申し上げました生産現場の変革、流通・販売の変革を目指すものでございまして、これにつきましてはスマート農業技術の活用と農産物の新たな生産方式の導入をセットで相当規模でやっていただきたいということでございます。申請者は農業者、あるいは農協、あるいは食品事業者とか、こういった方が一緒になってやるとか、こういったものになっております。

支援措置としましては、政策金融公庫の長期・低利融資でありますとか、あと現場から非常に要望が多かったのは、ドローンを飛ばすときに許可・承認が要るんですけども、国交省に対して出さないといけないんですけども、この計画を出せば、ワンストップで1回でいいということでございます。

右側にブルーのところがありますけれども、これが開発供給実施計画ということで、検証部会だけじゃなくて、いろいろなところから御意見いただいたのが、開発しっ放しじゃ駄目だと。ちゃんと供給して現場に入らないといけないということで、「開発供給実施計画」という名前になっております。これにつきましては、申請者につきましては、開発供給を行おうということでございまして、検証部会でも多数出ましたけれども、若手のスタートアップとか農機メーカーだけでなくサービス事業者、あるいは大学、公設試、いろいろなところから上がってくると思います。とにかくオールジャパンベースで、農業に関係なく、いろいろな方々からアイデアを募集してやっていかないといけないと。政策金融公庫の長期・低利融資とドローンのワンストップは同じなんですけれども、今回初めて農研機構の施設、ほ場、大型コンピュータ等を供用開始するということでございます。これは検証部会で、若手の研究者から、やはり最初の投資がないので、そういったものを使わせてほしいという要望があったものに準じたものでございます。

次の5ページが、先ほど基本法するときにも出てきましたけれども、生産方式革新事業活動のイメージということですが、5ページの左側、アスパラガスの例ですけれども、ハウスの中で、もしやもしやいっぱい生えていて、人が入って毎朝収穫するということなんですけれども、「(A) 将来の姿」の下のところ自動収穫ロボットというのがありますけれども、これは佐賀大のベンチャー、「inaho」が作ったアスパラガス収穫ロボットで、CCDカメラで直進しながらどんどん取っていくんですけども、これを入れるためには通路を作らないといけないので、生産現場ではアスパラの所に通路を入れてもらわないといけない。それから、高畝にしないといけないということで、通路幅を入れるということに対して現場では非常に抵抗あるかもしれませんが、これは北海道のホクレンの訓練プロジェクト、やっているんですけども、非常に効率もよくて、人手とセットでできる。あるいは早朝・夜間もできるということであります。

右側にリンゴの事例がありますけれども、現在は樹木がほ場内に散在しておりまして、作業動線も複雑で機械作業は困難なんで、一つ一つ人の目で確認しながら収穫しているんですけども、現在、収穫・運搬ロボットというのができていまして、近隣の農道まで無

人で運んでいってくれるというのがあるんですけども、これを入れるためには小さい作業道も必要なんですけれども、Bにあるとおり、棚のようにできる品種開発、あるいは接ぎ木の技術ができておりますので、こういった省力樹形として直線的に配置することで機械作業が容易になると。一気にここまで持っていかななくても、少しずつやっていただければいいんですけれども、現場の方も少し機械の方に寄って欲しないと困るよという意見が多数出たということでございます。

次に、6 ページでございまして、やはり機械代が高いというのは、もう本当に多く意見をいただいたんですけども、今回はこの法案でスマート農業技術というのを初めて定義しますけれども、スマート農業技術活用サービスというのをも初めて定義いたします。

これにつきましては6 ページの左側、専門作業受注型というのは、非常に慣れ親しんだ農協の作業部会とか宮崎県の経済連なんかがやっているものなんですけれども、こういった専門作業の受注型。あるいは、左にある機械設備供給型、リース・レンタルみたいなものです。それから、スマート農業技術というのは非常に人材育成が大切だという意見もたくさんあったんですけども、そこに若者は非常に興味を示しておりますので、こういった農業現場に知見・技術を有する人材を派遣するようなサービス。それからもっと言えば、データを分析して、来年はこういうものが入るぞとか、ここに売った方がいいとか、こういうふうに切り替えた方がいいんだという経営分析まで含めてやるようなデータ分析型、こういったスマート農業技術活用サービスということで、法案の中で4 類型位置付けております。こういった方々にも支援措置が当たるようにしてあります。

それからもう1 つ大きくあったのは、中小・家族経営に冷たいんじゃないのかということです。全く逆でございまして、中小・家族経営の労働負担を軽減して、経営の持続性を確保するということで、7 ページの左側は、これは埼玉でやっている事例ですけども、ベンチャーが作った農薬散布ロボットでありますけれども、こういったものが非常に農業者から引き合いが多いと。

それから、離島で受委託調整とデータ活用ということで、遠隔操作で無人トラクターを動かしているような事例も実際に動いておりますので、こういったサービス。

最後に多数いただいた意見が中山間でどうしてくれるんだということでしたけれども、人もいないというのはもちろんそうなんですけれども、狭小かつ傾斜の強いほ場であるとか、非常に地域ぐるみでスマート農業、シェアリング、こういったのはどうかという意見が出ました。

8 ページの左にあるとおり、リモコン式の自走草刈り機とか、介護の現場でやっている電動アシストスーツでありますとか、ドローンの農薬の散布ももちろんなんですけれども、こういったものをサービスとしてこれからどんどん生み出していくということでございます。

右側にあるとおり、これは山の緯度、要するに高い所から低い所までありますので、そういったところで機械をシェアリングして、同じ産地でいろいろ分けていこうというような取組があります。

こういった内容につきまして、新法としてスマート農業技術の活用に関する法律案と。特にこれは基地局が必要だとたくさんありましたので、関係省庁と連携して、そういった基地局の設置でありますとか、あと基盤整備が必要だという意見もありました。それから、知的財産の保護・活用をしっかりとしろとか、人材の育成・確保が大切だといった話がありました。それから、地方自治体の積極的な取組が必要だという意見もありましたので、そういったものを含めて、全て条文に入れて、早期の施行を目指して、まず審議していただいて、早い成立を目指したいと考えております。

以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、最後に特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案について、御説明をお願いいたします。

○総括審議官（新事業・食品産業）　食品産業担当の総括審議官の宮浦でございます。よろしくをお願いいたします。

資料6－2をお開きいただければと思います。資料6－2の1ページ目から御説明を差し上げたいと思います。

まず、この特定農産加工業経営改善臨時措置法という法律でございますが、上の囲みのところがございますとおり、これまでの国際約束で関税の引下げの対象となりました加工食品、こういった輸入の加工食品が入ってくることに伴いまして、経営に影響が出ます加工業者に対する対策でございます。

平成元年に制定されて以降、有効期限5年に限って集中的に対処するというところでやってきましたが、これまで延長を重ねてございまして、今年の6月でまた有効期限が切れるという状況でございます。

一方で、関税の引下げというのは、まだ2033年まで続くということで、この法律の延

長が必要な状況でございます。

続きまして、2 ページ目を御覧いただきますと、こうした中で直近の情勢といたしまして、コロナですとかウクライナ情勢がございました。これに伴って、国際的に小麦ですとか大豆の価格が大変高騰して高止まるような状況が生じましたが、こういったものにはこの法律自体は対処できなかったところでして、左の下の方でございますように、予備費ですとか、あるいは補正予算で原材料の国産への切替えを支援するというような対策を取ってまいりましたが、これは応急的な対応でございまして、今後ともこういった取組を裾野を広げていかなければいけないというような状況でございます。

それで、3 ページ目でございますが、今回の法律改正の内容でございますが、まず左側を御覧いただきますと、一つ目には法律の有効期限を改めて5 年間延長していきたいというのが1 つ。

それから2 つ目に、原材料の調達安定化に関する措置というものを追加したいと思っております。

①といたしまして、世界的規模の需給の逼迫などによって価格が高騰している農産物、当面、小麦と大豆を念頭に置いてございますけれども、こういったものを原材料として加工している加工業者の方々が計画を作成して、大臣の承認を得れば、政策金融公庫の長期低利資金を融通することができるというものでございます。

「調達安定化措置の例」というところで囲みになってございますが、1 つには、原材料の生産地の変更とございますが、思いとしては国産に切替えをしていただくというのが1 つ。

それから、代替原材料の使用とございますが、例えば小麦であれば、米粉への切替え、それから原材料の効率的な使用というので使用量の節減ですとか、それから最後の原材料の保管というので、輸入物と国産を分けて、きちんと分別管理するような倉庫の整備、こういったものなどを念頭に置いてございます。

右側を御覧いただきますと、今回こういった制度改正をいたしますと、従来に関税引下げに伴う経営改善に関する措置と、新しい原材料の調達安定化の措置というものが2 本並列するような形に改まりますので、法律の名称も「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」という形で改めるといったことを国会に提出したところでございます。

御説明は以上でございます。

中嶋部会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明をいただきました。委員の皆様方から御意見、御質問をいただきたいと思います。

基本法改正法が成立した暁には、その基本理念の実現に向けた施策の方向性などを示す基本計画の策定に向けて審議会で議論を行うこととなります。基本計画に期待することなども一言ずつ御発言いただければありがたいと思っております。

先ほどの事務局の説明について御質問ございましたら、併せて御発言をお願いいたします。

それでは、まずは途中退席される予定の大橋委員から御発言をお願いしたいと思います。

なお、御発言については、時間の都合上、誠に恐縮でございますが、お一人様2分以内で簡潔をお願いいただければと思います。

それでは大橋委員、よろしくお願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。

まず、今回、基本法の検証部会で様々御議論させていただいた内容を事務局の方でしっかり受け止めてもらって、こうした形で、基本法案及びその他関連法案の形でまとめたこと、まずもって感謝を申し上げます。

今後のことということで申し上げたいと思うんですが、今回、食料自給率に加えて、国民・消費者、あるいは需要家目線での食料安全保障というものを考え方として入れていただいているわけですが、そうしたものについて今後、食料・農業・農村基本計画における目標の設定及び進捗の公表ということを毎年されるということを基本的施策の中でうたわれているというふうに伺いました。

これに際してなんですが、今後、食料安全保障なり安定供給を維持するために、どれだけの供給力を必要とするのか。これは供給力としての農地もございますし、輸入及び海外権益もあるんだと思いますが、そうしたものをまずしっかり押さえた上で、それに要する担い手の減少のお話もありましたけれども、どれだけの担い手を必要としていて、その差分をスマート農業の形でどれだけ普及・促進をして補っていくのかということ、これはしっかり人、農地及びITというか、ベンチャーですね、この3つをしっかりと組み合わせる施策として回していかないといけない段階に来ているんじゃないかと思っています。

これは独立に存在するものではなくて、お互いにしっかり関連し合っているものとして、施策の進捗について公表、あるいは目標達成を見るということなんですが、これは公表するだけじゃなくて、しっかり分析をしていく必要があるということも併せて重要だと思っ

ていまして、こうしたことというのは今白書をやられている企画部会なり何なりでそうしたものをやることもできるんだと思いますけれども、そうした分析もしっかりやっていたきながら施策をしっかり回していく。プランしたものをアクションにつなげて、アクションをまたプランに持っていくという形を今回作っていただければなというふうな思いを強く持っていますということでございます。

発言の機会をありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、実は私から手を挙げている方の名前が見えないんですが、もしよろしければ名簿の順番に御発言いただければと思うんですが、よろしゅうございますでしょうか。今日は全委員の皆様にご発言いただきたいと思っていますところです。

では、恐れ入りますが、まず齋藤委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○齋藤委員 齋藤でございます。ありがとうございます。

私の方から、本当に短い間でここまでしっかり書き込んでいただいて、大変御苦労さまでございました。我々農業者の方、新たな基本法、改正になった部分で今後農業をやっていくということでございます。

その中で1つ質問ですけれども、24ページの「基本法の改正方向」の右側の①の担い手でございますが、先ほど説明がなかったようですけれども、担い手以外の多様な農業者も位置付けるということになりまして、基本法の検証部会では多様な人材ということで、多様な人材は担い手が農地を担うまでの間、しっかり農地を保全するということで書き込まれていたと思いますけれども、今回、担い手以外の多様な農業者も位置付けるということになりますと、現行基本法以前の昭和の時代に戻るということでして、大規模農業者の中では大変不満というか、不安です。本当にこれからどうなるんだろうと。今の自給的農家、それから副業的経営体も一緒に同じ政策の中でやっていくという昭和時代に戻るわけですので、この辺どんなことをイメージしてこういう書き込みになったのか教えていただければと思います。

それからもう1つは、今どんどん自給率が日本は下がっておりますけれども、特にカロリーベースは40%から38%ということで、たった2ポイントしか下がっていないんですけれども、金額ベースで72%から58%ということで、海外からの輸入金額が非常に増えております。我々農業者は、農地はどんどん余ってきていますので、小麦とか大豆とか、幾らでも栽培できるんですけれども、そういう市場が日本にはないんです。大量に海外か

ら契約で農産物を、高くても輸入している国ですので、我々、市場価格が海外の農産物より安く放出しても買い先がないということです、やはりこれは国際的にもうグローバル経済が破綻したような感じもしますので、国内の食料は日本の農業者が作ることを念頭に、足りないものを輸入するとか、契約で、そういうことで変更していただければと思います。ながらおります。

多様な農業者の位置付けという点、質問をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

先ほど言い忘れましたけれども、質問、それから御意見に関しては最後にまとめて事務局の方から御回答いただきたいと思います。と思っております。

それでは、続きまして二村委員に御発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○二村委員 御説明ありがとうございます。

今回の提案、基本法検証部会での議論を反映させたものになっているというふうに思います。よく議論をしてきましたけれども、それをこのような形で反映させていただいたことに御礼を申し上げたいと思います。

私からは特に2点申し上げたいと思います。

1つ目は、環境と調和のとれた農業ということがしっかりうたわれたという点は非常に重要だというふうに思います。みどりの食料システム戦略が先行したような形になりましたけれども、今回このような形になったことで、しっかり政策として位置付いたんじゃないかというふうに思っています。これは生産者・消費者双方の理解醸成含めて、しっかり取り組んでいく必要がある課題だということを改めて認識をしました。

それからもう1つは、地域計画ですとかのところがすごく大きいというふうに思います。そして、今回、特にスマート農業のところの御説明を今日いただいて、伺って、非常に構造的な変革が必要なんだというふうに思います。そういう意味では、農業の形というのがどうしても変わっていくということを前提にする必要があると思いますし、中長期的な視野で農業者、生産者の皆さんも考えていくということがとても必要になるというふうに思います。

このことは私はすごくいいことだというふうに思っていて、将来に目が向く、中長期で考えるということは、ある意味若い方たちにとっても魅力になるはずじゃないかなと

いうふうに思います。そういう意味で、この農業というのが今とても変わって行って、新しい形になっていくんだと、そういうすごく将来に向かって頑張りがいのある、そういう産業なんだということも是非アピールをしていければいいかなというふうに思いましたし、そのような形でこれらの制度が使われるという点を期待したいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

続きまして、山野委員お願いいたします。

○山野委員　JA全中の山野でございます。よろしくお願いいたします。

先日、閣議決定なされました基本法の改正案につきましては、昨年の答申を十分踏まえたものであると受け止めております。今後は改正基本法に沿った形で、次期基本計画などを通じて、いかにして施策を具体化していけるかが重要であるというふうに思います。我々JAグループといたしましても、食料安全保障の確立など、基本理念の実現に向け、政府とともにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。本日はどうもありがとうございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、続きまして吉高委員お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○吉高委員　どうもありがとうございます。この度の基本法の改正案とか、大変事務局にも、皆様との議論も大変御努力いただきまして、大変感激しております。

今回のこの改正というのは、本当にブラック・スワンの想定外のリスクが日常に起こるということを前提に、サステナビリティ、気候変動も踏まえた画期的な改正になっていると私は思っております。実際、COP28に行きましても、本当に農業の話題が多うございました。大きなファンダムも動いておりますので、こういった世界の潮流の中で今回の改正が日本の次の計画の中できちんとロードマップとして表れることを大変期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

あと1つ質問なんですけど、私はスマート農業のこの法律、大変期待したいと思っております。と申しますのは、私が教えている学生で東大の法学部の子がこういったものに刺激されて農学部へ転部したりとか、大変若い人にとってわくわくする法律だと思うんですが、先ほど人材のところをおっしゃったんですけれども、これは大学の課程の中でこういった科目が入ってくるとか、高校とか、またそういった教育の中で入ってくるとことは今

お考えなのかを、ちょっと1つお聞かせいただければと思います。

と申しますのは、例えば今、私は離島でまちづくりを支援しているんですけども、ローンなんかも自分たちで資格を取らないといけなかったり、そういった支援があるわけでもないということで、学校での支援というのはどうなるのかというのはちょっと教えていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、合瀬委員お願いいたします。

○合瀬委員 17回における様々な意見をこういう形でまとめていただいた御苦勞に対して、改めて敬意を表したいというふうに思います。

中でも、「基本法の改正方向」の中の四本柱、この3番目に「人口減少下における農業生産の維持・発展」、こういう極めて人口が減っていく中でどうやって食料生産を維持していくかという問題意識をきちんと書かれたことは大変重要なことだというふうに認識しております。

その中で、私は今回、よく書いていただいたと思うのは、第28条の「農地の確保及び有効利用」だと思うんです。先ほど川合技術総括審議官からもありましたように、スマート農業というか、日本の極めて低い農業生産性の中でこれからの農業基盤を維持していくためには、広い農地と、それから高い技術、つまり人・農地・技術の三本柱、これを確立しないと農業生産というのは維持できないと思うんです。中でも、スマート農業を展開するためには、ある程度の広い農地がないと、どうにもなりません。そういう意味で第28条に「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化」と、これが重要であるということを書いていただいたのは大変重要なことだというふうに思っています。

その関連で、多分齋藤委員がおっしゃったような、農地の集積を進めていかなきゃいけないのに、担い手と担い手以外の人というのを同列に扱うことに対する不安というのがかなりあると思うんです。重要なのは、生産性の高い農業を展開できるような広い農地を確保することでありまして、それを実現するための農業構造ですか、そのために、担い手とそのほかの人たちをどういうふうに扱うのかという疑問が出てくるんだと思います。最終的な目的は高い生産性を持った農業の実現でありますので、是非次期の計画では農地の集団化といいますか、高い農業生産性を維持、実現するための条件みたいなところを議論していただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

続きまして、清原委員お願いできますでしょうか。

○清原委員 御説明ありがとうございました。私からは質問が1つとコメントが2点ほどあります。

まず資料2-1の32ページの一番最初の「食料施策」のところに書いてある基本計画についてちょっと質問したいんですけれども。

基本計画に掲げる事項のうち、「食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項」、先ほども大橋委員から言及がありましたが、法律の方の条文ですと下線が入っている、新旧対照表ですと下線が入っている部分の「その他の食料安全保障の確保に関する事項」というのは一体どういう指標を利用されようとしているのか。欧米でも既に指標を作られている所があるようですので、そういった所を参考にされる予定かといったようなことをお聞きしたいと思います。

続いてコメントですが、本日御説明いただいたことなんですが、食料の量についての確保、あるいは一定の質についての確保の体制を整えようとしてたくさん法律が出されているということは理解できました。それと同時に、やはり平時のアクセス、人々が食料を手に入れるということの施策も重要なのではないかというふうに思いました。

現在のところ、物理的なアクセスについては日本では政策とか対策も進んでいるように思いますが、部会でも何度も話しましたように、経済的、あるいは社会的なアクセスも担保されるのが今日の食料安全保障ということですので、こちらについての施策も必要だと思います。

もちろん、経済的なアクセスというのは食料を無料で譲渡するだけの施策では解決しません。尊厳を持って自らを養える仕組みというのが社会的アクセスというところとつながってくると思うんですが、こういうことも念頭に入れた、本当の意味で人々が食料を手に入れられる施策が要るのではないかというのが1つ目のコメントです。

もう1点が、1点目とも関わるんですが、食料の話をしているのですが、皮肉なことに、食料や農業・農村だけを対象とした施策では今後も達成できないのではないかというふうに思っています。例えば食料アクセスでしたら、食料と雇用、あるいは教育や福祉とか、都市住民に対する施策というのにも必要になってくると思いますし、あるいは農村の生活、ライフラインを維持していくということになってくると、農村部だけにスポットを当てた

政策をしていたのではこちらも解決困難で、実際農村の生活というのは周辺の都市部やその近郊とつながっておりますので、広い意味での地域政策も必要なのではないかと思います。

こういうことを言っていると、だんだんと農林水産省の施策の範囲を超えてくるというので、これはもう対応しないということになってしまうと、食料にアクセスするという施策は実施できないということになってきます。他省庁ですとか自治体と共同しなければ、恐らくこういった問題は現実的には解決できませんので、是非主体的に関わっていただきたい。他省庁と関わる場合にでも食料や農業や農村と、産業振興政策として携わってこられたのはやはり農林水産省だけだと思いますので、そういった知見を持って主導的に関わっていただけたらというふうに思います。

2点目はお願いのようなことになってしまいました。私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして香坂委員お願いできますでしょうか。

○香坂委員 よろしく申し上げます。まずは事務局の皆さん、取りまとめをありがとうございました。また、食の安全保障の方も兆候と事態の2段階に分けてというところも大変よく分かりました。ありがとうございました。

3点ほどコメントでございます。

環境の部分で気候変動に対する対応というのは大変前面に出ていたんですが、生物多様性についても将来的にはまだ方法論の面で不確実性が高いというところで、そこまで前面に出ていない面もありますが、今後の将来的な1つのレファレンスですとか議論のポイントとして、継続して御検討いただければと思います。

2点目が、知財への言及が輸出とスマート農業の2か所で大きくあったかと思います。人材の育成ですとか、あるいは守るということに加えて攻めといいますか、言葉を選ばずに言えば、儲けるというところでもこういった知財の活用も大変重要になってくるのかなと思っております。私自身も観光×地理的表示の保護などの活動に携わらせていただいて、こういった面が今後増えていくと良いなと思っております。

最後に、土地の方のいろいろな御議論を進めていただいていることが、またよく分かりました。ほかの委員からも目標地図ですとか、今後そういったところの面的な合意形成の議論が進んでいくという中で、一方では検証部会でも申し上げましたけれども、話合いの場のファンクション機能というものが地域でちょっと落ちてきている側面もあるので、そ

ういったところに上手に伴走型のNPOですとか、あるいは本日あったような事業者の、スタートアップも含めた事業者の方々が上手に入ってくるような、そんな仕組みづくりが今後更に進むと良いなと思っております。

質問ではなくてコメント、あるいはお願いに近いものでございましたが、長い間ありがとうございました。以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

続きまして、茂原委員お願いいたします。

○茂原委員 最初に、委員の皆様と農林水産省の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

自治体の関係者としてこの議論に参加をさせていただきましたけれども、今回の法律の改正案を拝見して、まず大きな改正になるなという印象を持ちました。

特に改正案の第6条の「農村の振興」のところには、「農村の情勢変化が生ずる場合において、地域社会が維持される」ということとなっております。このことは農村地帯において農業の発展と地域社会の維持はイコールだということだというふうに思っております。基本法にこの条文が加わったことの意義は非常に大きいと評価をしたいというふうに思っております。

また、今後この改正法案が成立した後は基本計画の変更作業が待っているんだというふうに思いますし、法律改正に即した見直しとともに、前回の変更で農村政策などは充実が図られています。政策の効果が上がるよう、政策の強化をお願いしたいというふうに思っております。

簡単ですが、以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

続きまして、寺川委員お願いいたします。

○寺川委員 まず基本法の改正、これに関わらせていただいて、大変ありがとうございました。自分自身も大変勉強になりましたし、事務局の皆さんには感謝しています。

それで、私自身がちょっと1つ思うのは、今我が国が置かれている農業、この立場を国民に広く知ってもらい、これが一番最初かなという気がします。特に学童含めて、どういう状態になっているのか、安全保障がなぜ大切なのかというところを理解させるということがまず1つ必要かなと。

同時に、私自身が貿易に携わっているというところもありますけれども、経産省でも官

民一体となってDX、GX戦略ということを打ち出しています。農水の関係でも食料安全保障、これについては官民一体で、我が国が取り残されないようにすることが重要じゃないかと思います。

その上で、現状、農業ということを考えたときに、食料安全保障では長期的には我が国の自給率を上げること、そして収益力ある農業を再建というか、作り上げることが本来の姿とは思いますが、短期的にというか、今の現状を踏まえたときには、農産物、それから資材の安定的輸入を確保せざるを得ないのも事実だと思います。海外においても、国内においても、港湾のターミナルとか、そういうものもかなり老朽化しておりますし、そういう投資を促して、備蓄を含めて、安定供給を確保できる体制というのが今後の施策で必要かなと。

また同時に、海外との間においてはGGベースで枠組みを作っていただいて、同盟国等については安定供給の道筋を付けていただければというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、山浦委員お願いいたします。

○山浦委員　ありがとうございます。改めまして、青年農家の方の代表として、4 Hクラブの我々にお声掛けいただいて、ありがとうございます。また、たくさんの資料の取りまとめ、ありがとうございました。

もう様々ありましたので、私の方から1点だけお伝えさせていただきたいというのと、質問になるかもしれないんですけども、今まで17回ですか、私も参加させていただいて、青年の代表として参加させていただいたので、私の所属していた4 Hクラブにも様々な資料を共有させていただきました。また、農水省に載っているURL等も共有させていただいたんですけども、やはり現場レベルかつ若い我々にはなかなか難しい内容となっております。

そういった中で、これから改めて現代の課題を基に様々な施策を打たれていくとは思いますが、それ、では、どのように現場の方々に伝えていくのか。特にこれからの50年を担う若い青年農家、もしくは農家の卵の皆さんに、どのように伝えていくべきかという部分も1つ大事にいただければなという思いであります。

私が読む中でも、なかなか噛み砕いて伝えたいという思いはありますけれども難しい、というのが正直なところですので、こうやって形が決まるということは物すごく大事なこ

となんですけれども、それを青年農家とともに、寺川委員からもありましたけれども、消費者の皆さん、一般の皆さんにもしっかり理解いただいた上で、それが双方で走り出していくということになるかなと思いますので、その点も含めて、今後しっかり尽力いただければなと思いますので、私の方も共有できるように頑張っていきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

一応全員に御発言いただいたと思いますが、大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今の御質問や御意見、多々あったと思いますが、それを受けまして農林水産省から御回答をいただきたいと思いますと思いますが、どの順番からいきましょうか。

○総括審議官 まず意見が多かったものとして、基本計画と、その中で目標の在り方ということについての御意見があったというふうに思います。

基本計画、条文の中で第17条で新しく書いておりますので、今回は食料安全保障という観点から、まず目標については自給率だけではなくて、その他の食料安保に関する事項の目標というのを掲げたということと、これの進捗を毎年度確認するということ、PDCAというのをもっと働かせていこうということを本案の中では明記をさせていただいております。

まず目標についてでございますけれども、こういった食料安保の具体的な施策というのは、基本計画の中で規定していく中で議論されていくことになると思いますけれども、よく例示として出しているものは、特に生産資材・肥料なんかというものの安定供給というのは今後の食料安定供給に重要な課題でございますけれども、こういったものについてカロリー、今の自給率では評価されませんので、そういったところを目標にしなければいけないのではないかというようなことと、あと清原委員からあった新しいような、輸入の安定化もそうでございますし、国民一人一人という観点からの食料安全保障の確保といった観点からも、こういったKPIが必要なのかということも含めて議論をしていくことになるというふうに思います。特に食料アクセスとか価格形成というのは、今後1年をかけて施策も充実した議論をしていくということになると思いますので、基本計画についてはそういうものも踏まえた形で議論をするということになると思います。

当然そういうことになっていく中には、毎年進捗を確認するということじゃなくて、政

策もどういうふうに評価するかということも併せて考えることになると思いますので、法案が成立をすれば速やかに審議会で基本計画についての議論も開始できればと思っておりますので、その中で政策の見直し、その中には白書の活用というのにも含まれると思いますけれども、議論をしていければというふうに思います。

次に、いわゆる多様な農業者の議論。これは条文の中で資料2－3の12ページの第26条の第2項というところに規定をされておりますけれども、このところは資料でも説明をさせていただいたところですが、この規定を置いたという背景でございますけれども、今後急速に農業者が減っていくという中で全てがいわゆる担い手というものに集約できるわけではないと。急速に、ダイナミックに減っていく中で、そういった将来に効率的かつ安定的な農業経営体を育成していった食料を安定供給するためには、まずは多様な農業者というのがきちんと農業生産をして、農地を維持してもらわないといけないというのがまず1点。

あと、また今日資料でも説明しましたが、実はダイナミックに減るのは、いわゆる担い手というだけではなくて、それ以外の人というのも、恐らくより高齢化が進んでもっと減っていくだろうということを考えると、そういう人たちについては、いわゆる地域計画の「地域における協議に基づき」と規定しておりますけれども、自分たちの将来を、その農地を誰に託していった食料安定供給に使ってもらうのかということも今の世代の間にしっかり決めておかなければいけないという、両方、農業者全てが減っていくという中で、今の時代を考えると、いわゆる担い手以外の人たちがちゃんと農地を管理するための生産を行っていくために、将来の管理の仕方を決めておくという重要性が非常に重要だということから、この第2項というのを追加をさせていただいたということでございまして、ここは当然それぞれの、いわゆる効率的かつ安定的な経営体とする人たちと、それ以外の多様な農業者の役割というのは当然違ってくるわけでございますけれども、ただ今の時点を考えると、それ以外の人たちの重要性というものに鑑みて、これについての規定をさせていただいたということでございます。

また、齋藤委員の方から、できるだけ国産で作っていただくということの重要性という指摘もありまして、それについてもおっしゃるとおりだというふうに思いますけれども、ただ、これは物によってやはり異なりますので、国産の方というのが、もっと努力によって増えるものと、あと油糧種子のように、あまり国産でつくることがないというようなこともございますので、その辺りは基本計画の中で、より細やかに議論をしていくと

ということが重要なのかなというふうに思っております。

また、吉高委員の方から、農業の教育という話がございまして、この第25条の規定ってこのまま、今第33条ですね、農業に関する教育というのを書いておりますので、ただ、スマート農業に関しての個別の教育の在り方については、川合局長の方から補足をしていただければというふうに思っております。

また、香坂委員の方から指摘のあった環境との調和という中で、当然生物多様性というものも含む形での環境の調和でございますので。ただ、生物多様性はおっしゃるように評価の手法が難しいとか、そういう課題がありますので、これは大きな政策的な課題として今後政策の在り方も検討していくことになるんじゃないかというふうに思います。

また、知財の話でございますけれども、知財を大きく取り上げたのは、法案だと新旧の14ページにある第31条の「付加価値の向上」のところで知財の保護というのも書いておりますが、御指摘のように知財の創出の方も、これ生産性の向上のためには新しい知的財産の創出というのは重要でございますので、新品種の育成というようなことも具体的な施策として規定をさせていただきますので、知財の創出をします。ただ、その知財創出は知財をしっかりと保護していくということを併せてやっていければというふうに思っております。

あと、都市農業の役割というものにつきましても、現行の基本法の中でも書いておりますので、そこについては引き続き重要なものとして、新しいもの、第49条の方も第2項という形でしっかり施策をやっていきたいというふうに思っております。

あと、輸入の安定化の話もGGベースという形で新しい中で多様化と、あと海外の主要な日本の売り先に関しての日本のプレゼンスを高めるという形の投資というのも重要だと思いますので、具体的な施策については今後検討していったら、基本計画の中でどういうふうに反映するかということを経験していくことになると思います。

あと、経済的アクセス等につきましても清原委員おっしゃるとおりで、比較的今回の基本法の中にはある程度、みどりとか輸出みたいに先行したものと、今後理念として重要で、具体的な施策の在り方というのを検討していくもの、例えばアクセスであるとか価格形成というのはそういうことになると思いますので、基本計画に向けた中で、更に基本計画の充実を図っていくということはありますし、当然この法律自体は農水省だけで行うものではございませんし、アクセスについては前提として他省庁とも連携をしながら行っていくということを考えております。これは農村の振興も同じでございますし、二地域拠点みたいな形で政府全体として打ち出しているというものも規定をしておりますので、こういっ

た、より広域、あと省庁間連携で政策をやらなければならないものにつきましても基本計画に踏まえまして、各省との連携の上で具体的な施策をどういうふうに実施するかということについても検討していきたいと考えております。需給上の施策を具体化したい。

あと補足として、経営局長、若しくは川合局長ありましたら。

○技術総括審議官 技術総括審議官の川合でございます。

吉高委員、それから合瀬委員ほかからスマート農業の関係でご指摘がありましたけれども、この法案の検討の過程で、与党のプロセスの中からも、若者にとって明るくて未来があるものにしてほしいとか、やる気が出るようにしてほしいとか、農業高校の機械が昭和40年代の古い機械で、あれでは若者は育たないとか多数いただきました。なので、今回はこの法案の条文の中でも人材育成って非常に重要な位置付けになっていまして、その前に関係省庁間の相互の連携・協力とありまして、与党のプロセスの中で、文科省とよく連携して、プログラムだけでなくて機材整備、若者がやる気が出るようにしてほしいという要望がありましたので、そういった条文になっております。

また、香坂先生からも知財の話ありましたけれども、スマート農業を進めるとデータが全部流出してしまうのではないとか、開発するのは結構なことだけど、全部海外の方に情報が行くのはよくないという意見もありましたので、これも条文の中で知的財産の保護・活用について規定しています。それぞれ具体的には大臣が定める基本方針でかなりきっちり定めていくことになると思います。

以上でございます。

○経営局長 経営局長でございます。

まず、先ほど杉中総括審から齋藤委員の御質問に対する回答、条文に沿って説明があったとおりでございますけれども、担い手育成を担当しております経営局といたしましても一言申し上げると、今回の改正に当たって現行基本法の第21条、これが新たに第26条の第1項ということになりますけれども、この条文は触っていないということでございます。したがって、基本的に担い手の育成が極めて重要であるという考え方は変わりませんので、先ほど齋藤委員がおっしゃったような、時計の針が戻って、昭和の時代に戻ると、そういうようなことを考えているわけではないということだけは経営局の方からも一言コメントをさせていただきます。

それから、二村委員、合瀬委員、香坂委員の方から地域計画等を含めた農地の関係、御指摘をいただきました。

現在取組を進めていただいております地域計画、合瀬委員の方からもお話ありましたけれども、農地の集約化、条文の中では集団化というような書き方になっているかと思いますが、これを進めるための大変重要な取組であるというふうに我々考えております。

来年度末までということでございますけれども、各地域、これまでそれぞれの地域が蓄積をしてきた、そういった取組の状況等によっても、それぞれの地域計画の中身は多少の濃淡は出ることは仕方がないかなというふうに思っておりますけれども、この地域計画の取組を通じて農地の集約化を図っていく、あるいは受け手が決まらないような農地も含めて、将来どういうふうに使っていくのか、その中でスマート農業を導入していくためにはどういった形にすればいいだろう、あるいは輸出の産地を形成するためには、どういったことが必要なのか、そういったことも含めて、この地域計画の取組の中で、それぞれの地域で議論を深化をさせていただくということが非常に重要なことというふうに思っております。

我々、オンライン等も使いまして、各地域と定期的に状況等については意見交換をしておりますので、香坂委員の方からも御指摘ありましたけれども、現場のいろいろな、そういった意味で人手も不足しているというような中で、かつてのような話合いがスムーズにいかないようなケースもあるのではないかなというところは我々も感じながら、現在、それぞれの地域との意見交換といいますか、情報交換を進めておりますので、そういったことを踏まえながら支援をしていきたいというふうに思っております。

あともう1点補足をいたしますと、吉高委員の方からスマートの関係で人材育成、農業機械の関係、御指摘ございましたけれども、現在、経営局でも各都道府県の農業大学校なり農業高校の方で使っていただけるいろいろな支援措置を用意しておりますけれども、その中でカリキュラムの改善等々、これはその中でスマートの関係も取り組んでいただけるような中身にはなっております。まだまだ十分ではない面はあるというふうに我々も認識をしておりますけれども、そういったことを通じて、これから技術会議ともよく連携をしながら、教育現場でもスマートの普及等も努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

ほかに他局から何か追加の御説明等ございますか。

1点、大橋委員から、公表するだけじゃなく、分析することが必要ということも強く指摘されたと思うんですが、どういうふうに分析をして、それをPDCAサイクルを回すよう

な形で内容を示していくのか。基本計画を作るときは5年に1回でしかないので、毎年という観点からいったときに、どの場でそれを行えることができそうか、もし見通しがあるならば教えていただきたいと思います。

○総括審議官 そこについては回答したつもりだったんですけども、まず、法律が成立した後速やかに基本計画の作り方、あとその公表の仕方、当然毎年度そういった分析とともに公表しないと意味がないので、そういったことをやっていくということの重要性は我々も認識しておりますので、その分析・公表に至るプロセスの在り方についても審議会の中で議論していただきたいと思いますし、当然基本計画は見直すと、基本計画の今の項目に従って白書というのも作っておりますので、白書も併せて在り方の見直しを主体的にやるということになると思いますので、白書は毎年ですので、その中での分析というのも1つのオプションではないかと思いますが、そこも含めて広く委員の皆様方と議論できればなというふうに考えているところです。

○中嶋部会長 追加で御説明ありがとうございます。

今御回答いただいたわけですが、委員の皆様方から何か確認も含めて、追加の御発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございます。

最後に私から、御礼を込めてコメントさせていただきたいと思います。

この度は事務局、そして農林水産省を挙げて、このような形で法案を取りまとめいただきまして、ありがとうございます。各委員からも御発言がありましたとおり、検証部会の中で議論されたことはきちんと盛り込んでいただいたんじゃないかなと思っております。

現在の日本の食料・農業・農村が直面する様々な課題、非常に困難な課題が多々あると思うんですけども、それをきちんと受け止めて、それに備え、そしてまたそれを乗り越えるような施策の方向性というのがはっきり出されているんじゃないかと思っております。

さらに、環境問題への対応というのが1つの例だと思うんですが、新しい時代の社会のあり方、それから政策の枠組みをきちんと食料・農業・農村政策の中に含み込んだということがはっきりと見てとれるものだと思っております。そういう意味で、新時代の農業政策にこれから生まれ変わるんじゃないかという期待を持っています。

そのような中で人口減少や、それから世界の情勢の変化、地球温暖化などに対応していくのはなかなか大変だと思うんですが、それに対しての備えができるならば、国民・消費者の皆様は日本の農業に、そして食料産業に大いに期待を持っていただけるんじゃないか

と思います。それがひいては、農業、食料産業の振興に結び付くということを考えているところでもあります。

私は様々な部分で、非常にすばらしいなと思いながら、この法案を見ていますけれども、1つだけほかの方がおっしゃっていないことを述べさせていただけるならば、今までになり、ステークホルダーをこの政策の場に参画していただいたというところです。条文で言うと第12条の辺りでしょうか。「団体の努力」というところに、「食料、農業及び農村に関する団体は」というくだりで、新たな食料・農業・農村を支える方々にここに参画していただけると私は理解いたしました。これは基本法の検証の中で、フードバンクとか子ども食堂を支えるNPO法人の方のお話も伺いましたけれども、そのみならず、地域を支える方々もたくさんいらっしゃるわけで、そういう方たちとも手を携えながら、新たな食料・農業・農村の姿を作り上げていくんだというような可能性をここに私は見いだしたところでございます。

そういう意味で全て、国内にいらっしゃる方、場合によっては海外にいらっしゃる方全てが一致して日本の農業の未来を創り上げていくことになるのではないかと思います。そういった対話の場をどのように作り上げていくかという辺りも今度の基本計画の中で議論させていただければ大変ありがたいと思ったところです。

ちょっと長々とお話しして恐縮でございました。私からの最後のコメントとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題はここまでとしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から何かございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これをもって本日の食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時52分 閉会